

# 令和8年度 札幌市立青葉中学校いじめ防止基本方針

## 〇 はじめに

- ・ 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、本校における「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

## Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の基本理念

- ・ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ・ また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ・ 加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※ 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

### (2) いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 2 本校における基本的な生徒指導の目標

・ 本校生徒の心身の健全な成長を促すため、安全・安心・健康な学校生活を送らせるとともに、生徒それぞれが持つ個性と能力の十分な発達に資するための指導を通し、生徒一人一人の豊かな人間性を培う事を目指す。

### 【基本的な指導方針】

- (1) 生徒に対し、心身の発達段階に配慮しながら公平公正を旨とし、また機に応じての共感的な生徒指導を念頭に置きつつ、機動力に富んだ対応を心がける。
- (2) 教師間においては、共通理解と同一歩調を原則に指導するよう心がける。
- (3) 保護者に対しては、常に保護者の理解と協力を得ることを優先する。そのためにも、日頃からの保護者・学校間での密接な連携の構築を心がける。
- (4) 周辺地域に対しては、地域社会の理解・協力が不可欠であることを踏まえ、あらゆる機会を通して積極的に連携を図るよう心がける。

## 3 地域と家庭の実態

### (1) 地域の実態

・ 市営住宅や戸建て住宅の建設も一段落している。高齢者人口が高い地域でもあり、生徒数は横ばい傾向である。

### (2) 家庭の実態

・ 保護者の教育に対する関心・協力の度合いは高く、その雰囲気が生徒に対しても好影響を与えている。

## 4 いじめ防止委員会について

### (1) 目的

・ いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のために、組織として速やかに対応する体制を構築し、適宜情報共有を行い、状況に応じた対策を立て適切に対処すること。

### (2) 構成員（生徒指導委員会も兼ねる）

・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他 関係の教職員を構成員とする。

- ・ 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下で行う。  
なお、校長不在時は教頭が代行する。
- ・ 必要に応じて、外部専門家（弁護士、医師、警察官経験者、教育者等）、地域の関係者を含む。

### (3) 活動内容

- ・ いじめの未然防止に関すること（教育プログラムや啓蒙活動に関わること）
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査の実施・分析、教育相談の企画・実施）
- ・ いじめ事案への対応に関すること

### (4) その他

- ・ 定例として月に1回開催し、その度ごとにいじめの認知、解消件数と対応状況について確認する。  
また、いじめアンケート実施後の検討も定例会で必ず行う。
- ・ いじめの疑いに関わる情報があった場合には適宜開催する。
- ・ 年度初めに「いじめ防止基本方針」について、全教職員で共通理解を図る。
- ・ いじめ防止に関わる生徒の自発的活動に対する援助を行う。
- ・ 迅速な対応が求められることから、構成員がそろわない場合でも開催は可能とする。
- ・ 会議録を作成し校長決済を得る。また個別の対応記録（アセスメントシート）は別途作成する。
- ・ 主な役割は教頭を主催者とし、生徒指導主事が補足的運営を担う。

## 5 青葉中学校におけるいじめの防止等のための重点的な取組

### (1) 未然防止としての取組

- ・ 道徳の時間を通して、いじめの定義やどのような行為がいじめに該当するのか、いじめられる生徒の心情の推測等を行い、諸問題を解決しようとする自主的・自発的な姿勢・態度を育てる。
- ・ 全教育活動のあらゆる場面を通して、豊かな心の醸成・温かい人間関係の構築を図っていく。
- ・ 生徒と教師、生徒と生徒間での交流を通して、自己肯定感や自己有用感の育成を図る。

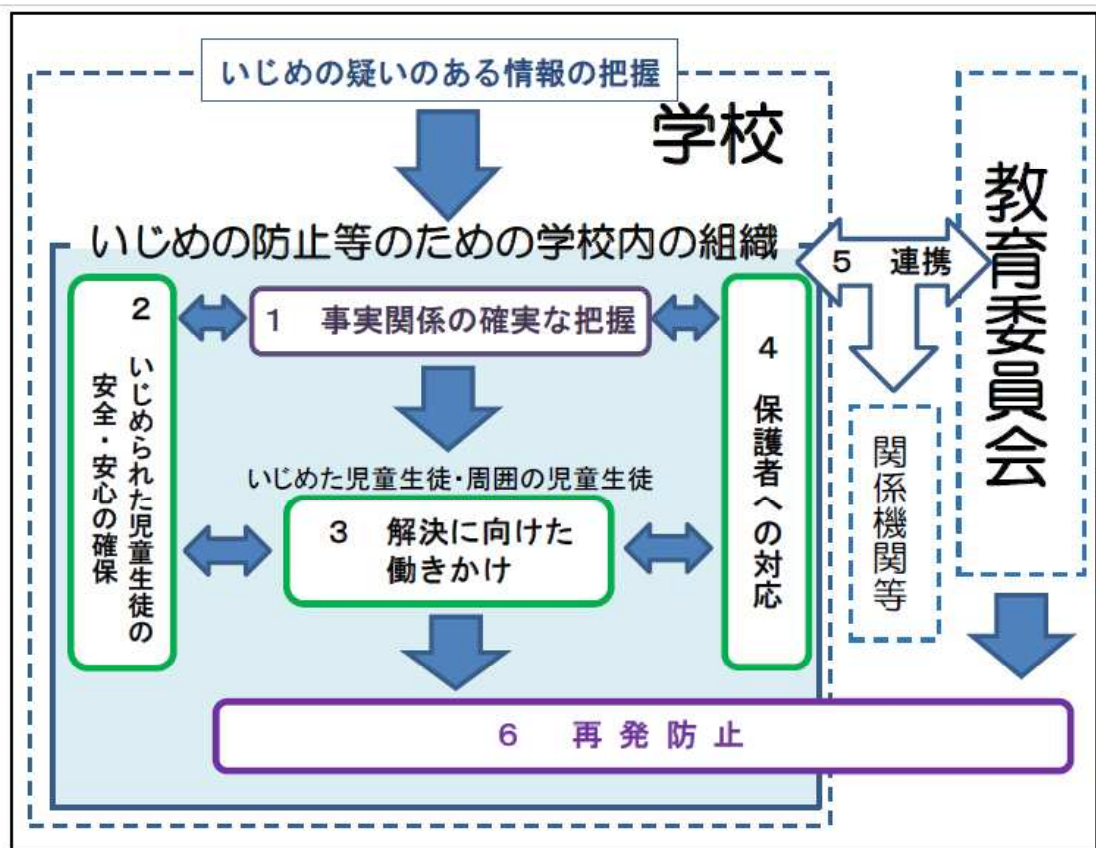
### (2) 早期発見としての取組

- 教育相談週間の実施（年2回、選択制教育相談を含む）
  - ・ 全教師による教育相談活動の日常化を図る。
  - ・ 全ての生徒を対象とする。
  - ・ 予防的側面に比重をおき、不適応生徒の早期発見と改善を重点としながら積極的な指導・助言・援助を行う。
- スクールカウンセラー・相談支援パートナーとの連携強化
  - ・ スクールカウンセラーとの面談希望生徒や相談支援パートナーからの援助を希望する生徒について、その主訴を早急に把握し、いじめと思われる要素がないかを確認する。その際、知

り得た情報の扱いについては、慎重を期することとする。

- 悩みやいじめに関するアンケートの実施(年2回)
  - ・ 6月(学校独自)と11月(教育委員会による全市一斉)に実施。
  - ・ 集計結果を早急に分析し、いじめの端緒となるような発見があった場合は即時対応する。
- 生徒指導研修会の実施(年3回、生徒理解の交流を含む)
  - ・ 生徒に関わる情報を交流することで、多面的な生徒観が全教職員で共有されることを目的とする。
- その他
  - ・ 職員会議毎の情報交流、校内学びの支援委員会での情報交流、ネット上のいじめ発見のためのネットパトロールの活用等。

### (3) いじめへの対処の流れ



※ 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針より抜粋

#### ① 事実関係の確実な把握

- ・ 聞き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- ・ 関係する全ての児童生徒に対して聞き取りを行う。

- ・ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- ・ 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- ・ 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

## ② いじめられた児童生徒の安全・安心の確保

- ・ いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ・ 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

## ③ いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

### ● いじめた児童生徒への指導・対応

- ・ いじめたという事実に留まらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させ、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ・ いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

### ● 周りの児童生徒への指導

- ・ いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

## ④ 保護者への対応

- ・ いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに伝え、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ・ いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・ いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

## ⑤ 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・ 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- ・ いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・ 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

## ⑥ 再発防止

- ・ 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ・ いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・ 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

## ⑦ いじめの解消

- ・ いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
  - 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
  - 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (4) 重大事態発生時の対応

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

上記の場合については、以下の対応を行う。

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断される場合は、生徒の命や安全を守ることを最優先に考え直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求める等、所轄警察署と連携して対応を行う。
- ・ 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会へ報告する。
- ・ 札幌市教育委員会の指示に従い、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果は調査が終了した時、その他必要があると認めた時、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

## 6 いじめ防止基本方針の点検・評価

- ・ いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目にいじめの防止・いじめの早期発見のための取組等を加え、適切に評価する。

## 7 年間活動計画

月	いじめ防止委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	・生徒指導研修会① (いじめ防止基本方針の 共通理解) ・定例会①	・SC、学びのサポーター、 相談支援パートナーの生 徒、保護者への周知	・教育支援コーディネー ターの生徒、保護者への 周知 ・教育相談週間	・学校ホームページに「学 校いじめ防止基本方針」 を掲載 ・PTA総会で「学校いじ め防止基本方針」および 「いじめ対処マニュアル」 を説明
5	・生徒指導研修会②(生 徒理解) ・定例会②	・e-ネット安心講座(1年 対象) ・SCによる1学年全生徒 対象面談(~2学期中旬)		
6	・定例会③	・生徒への「学校いじめ防 止基本方針」の説明と	・悩みやいじめのアンケー ト実施	・青少年健全育成推進会
7	・定例会④	ネット利用に関する 生徒アンケート		
8	・「命の大切さを見つめ直 す月間」 ・定例会⑤	情報モラル教材を活用し た取組&ネット利用の ルールに関する話し合い 活動(道徳)		
9	・定例会⑥			
10	・定例会⑦			
11	・定例会⑧		・悩みやいじめのアンケー ト実施 ・教育相談週間	
12	・定例会⑨			・保護者アンケート実施
1	・生徒指導研修会(小中 合同)③ ・教師アンケート実施 ・定例会⑩			・小中合同生徒指導研修 会
2	・教師アンケート検証(年 間反省) ・定例会⑪			・アンケート集計結果提 示 ・学校評議委員会 ・学校関係者評価の実施
3	・定例会⑫	・新入学生徒に関する情 報交流(小学校)		・学校関係者評価の検証
通年	・月1回の定例会議にお ける情報交流 ・職員会議における情報 交流	・生徒会による月川柳 (いじめ撲滅) ※実施月未定 ・道徳教育の充実 ・教科授業の充実 ・部活動の充実	・健康観察(シャポテン) の実施 ・SCによる相談の実施	